

募金、患者数で配分

水俣病
互助会

両派の話合いつく

水俣病患者家庭互助会（山本亦由会長、九十三世帯）がさる四月から事実上、訴訟派（二十九世帯）と水俣病補償処理委員会一任派（六十四世帯）に分かれた結果、全国から寄せられた募金は配分のしようがなく、宙に浮いた格好になっていったが、二十二日両派の話し合いがついた。

募金は昨年十月から市役所総務課を事務局として受け付け、患者家庭に贈られていた。しかしことし四月、確約書の解釈をめぐつて、互助会内が二つに分かれてし

まった。それまでの二百五十万円は互助会に配当された。その後寄せられた分は、二十六万八千円が事務局の預金通帳に眠ったままだった。

両派の話し合いの結果、残っている分については、患者数によって両派に配当することになった。また分装当時、二百五十万円のうち八十万円相当があったが、その後一任派の上京費用などで、現在高が十五万円。これを訴訟派に回す。今後の募金は、両派の患者数で分配されることになった。